

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
1月6日
(金曜日)

目次

告示	一
生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)	一
道路の区域の変更(道路整備課)	一
宇部都市計画及び阿知須都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	二
公告	二
平成十七年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)	二
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課)	四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)	五
県営玖北地区中山間地域総合整備事業(中山換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	五
契約の締結(監理課)	六
小野田都市計画臨港地区の変更の案の縦覧(都市計画課)	六
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	六
選管告示	七
直接請求に必要な有権者の数	七
海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に係る有権者総数の三分の一の数	七
政治団体の名称等	七
政治団体の異動事項	八
解散等に係る政治団体の名称等	八
資金管理団体の異動事項	八
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	八
公安委規則	九
拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	九

山口県告示第一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成十八年一月六日

山口県知事 二井 関成

施術者の氏名	松本 実	宮本 衛
施設名	みのり整形外科	宮本整形外科
所在地	宇部市大字東須恵七三三の一	周南市宮の前二丁目三番四号
指定年月日	平成一七、一一、一四	九、一

山口県告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年一月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月六日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 豊浦清末線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長	備考
下関市大字内日上市殿山三三二二の二	同市大字	新	最狭 一一・〇八	一九・八	
同市大字	同市大字	旧	最狭 一一・〇八	一九・八	
同市大字	同市大字	新	最狭 一一・〇八	一九・八	

山口県告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画及び阿知須都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年一月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 施行者の名称
宇部・阿知須公共下水道組合
- 二 都市計画事業の種類及び名称
宇部都市計画及び阿知須都市計画下水道事業宇部市、阿知須町公共下水道事業施行期間
- 三 平成三年八月二日から平成二十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
山口市阿知須並びに宇部市大字東岐波及び大字西岐波



(一) 平成十七年度山口県修正予算の要領の公表

平成十七年十一月山口県議会定例会で議決された平成十七年度山口県修正予算の要領は、次のとおりです。

平成十八年一月六日

山口県知事 二井 関 成

平成17年度山口県一般会計修正予算（第5号）

平成17年度山口県の一般会計修正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の修正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,177,996千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ753,989,238千円とする。

2 歳入歳出予算の修正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに修正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算修正」による。

（債務負担行為の修正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為修正」による。

第1表 歳入歳出予算修正

（単位 千円）

歳入	歳出	補正額	修正前の額	計
7分担保及び負担金	1分担保金	1,291	7,857,350	7,558,641
9国庫支出金	2国庫補助金 3委託金	40,862 36,867 3,995	119,300,469 75,102,546 3,043,904	119,341,331 75,139,413 3,047,899
12繰入金	1特別会計繰入金	21,020	43,371,275	43,392,295
13繰越金	1繰越金	1,104,098	607,035	1,711,133
14諸収入	2受託事業収入 合計	10,725 10,725	85,364,348 728,294	85,375,073 739,019
歳入	合計	1,177,996	752,811,242	753,989,238
歳出	合計	2,841	37,825,593	37,828,434
2総務費	1総務管理費 3徴税費	1,881 960	13,865,402 7,416,756	13,867,283 7,417,716
3民生費	1社会福祉費	3,995	67,463,329	67,467,324
4衛生費	8医薬費	4,190	22,124,618	22,128,808
5労働費	3失業対策費	4,190	4,495,047	4,499,237
6農林水産業費	1農業費 2畜産業費 4林業費 5水産業費	141,713 60,516 49,041 6,867 610	7,607,274 62,947,939 18,298,865 1,297,437 9,803,844	7,748,987 63,008,455 18,347,906 1,304,304 9,804,454
8土木費	1管理費	921,828	128,982,392	129,904,220
		26,938	9,975,226	10,002,164

事 項	期 間	限 度	額
1 金の融通に係る市町村金	平成17年度から平成20年度まで	(1) 平成17年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、800,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町村に対する利子補給補助金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。	51,764,195
2 燃油高騰緊急対策資金に係る山口県漁業信失補償	平成17年度から平成28年度まで	山口県漁業信用基金協会が平成17年度に500,000千円を限度として貸付けを行う燃油高騰緊急対策資金に係る債務保証により受ける損失の2/9に相当する額	24,824,126
3 山口県セミナーパークに係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	1,281,977千円	24,313,802
4 やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	97,675千円	16,726,854
5 山口県民文化ホールいわくにに係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	1,014,070千円	151,052,392
6 吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	822,120千円	11,942,963
7 山口県民芸術文化ホールなかに係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	221,620千円	33,768,987
8 山口県立きらら浜自然観察公園に係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	264,000千円	10,000
9 山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	130,570千円	11,111,544
10教育 育 費			11,121,544
1 教育総務費			3,253,063
4 高等学校費			3,251,234
7 特殊学校費			752,811,242
8 社会教育費			753,989,238
歳 出 合 計		1,177,996	

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度	額
1 燃油高騰緊急対策資金に係る山口県漁業信失補償	平成17年度から平成20年度まで	(1) 平成17年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、800,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町村に対する利子補給補助金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。	51,764,195
2 燃油高騰緊急対策資金に係る山口県漁業信失補償	平成17年度から平成28年度まで	山口県漁業信用基金協会が平成17年度に500,000千円を限度として貸付けを行う燃油高騰緊急対策資金に係る債務保証により受ける損失の2/9に相当する額	24,824,126
3 山口県セミナーパークに係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	1,281,977千円	24,313,802
4 やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	97,675千円	16,726,854
5 山口県民文化ホールいわくにに係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	1,014,070千円	151,052,392
6 吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	822,120千円	11,942,963
7 山口県民芸術文化ホールなかに係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	221,620千円	33,768,987
8 山口県立きらら浜自然観察公園に係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	264,000千円	10,000
9 山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	130,570千円	11,111,544
10 山口県母子福祉センターに係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	50,105千円	11,121,544
11 山口県みほり学園に係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	976,020千円	3,253,063
12 山口県華の指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	1,204,785千円	3,251,234
13 山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	120,020千円	752,811,242
14 山口県たちばな園に係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	1,079,045千円	753,989,238
15 山口県華の浦学園に係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	1,110,505千円	
16 山口県国際総合センターに係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	1,196,134千円	
17 やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	721,359千円	
18 二十世紀の森等に係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	99,500千円	
19 山口県内海栽培漁業センター等に係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	1,796,150千円	
20 山口県松陰記念館に係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	25,197千円	
21 維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成21年度まで	668,088千円	
22 山口県立江汐公園の公園施設に係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成21年度まで	72,140千円	
23 片添ヶ浜海浜公園の公園施設に係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成21年度まで	116,880千円	
24 萩ワエルスエパークの公園施設に係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成21年度まで	106,604千円	
25 柳井ワエルスエパークの公園施設に係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成21年度まで	67,292千円	
26 山口県大島青年の家に係る指定管理者の指定をすること。	平成18年度から平成22年度まで	143,000千円	

27	山口県光青年の家に係る指定管理者の指定	平成18年度から平成22年度まで	243,335千円
28	山口県油谷青年の家に係る指定管理者の指定	平成18年度から平成22年度まで	190,925千円
29	山口県秋吉青年の家に係る指定管理者の指定	平成18年度から平成22年度まで	135,000千円
30	山口県秋吉自然の家に係る指定管理者の指定	平成18年度から平成22年度まで	271,752千円
31	山口県長者ヶ原グリーンスポーツ広場に係る指定管理者の指定	平成18年度から平成22年度まで	8,650千円
32	山口県ふれあいパークに係る指定管理者の指定	平成18年度から平成22年度まで	422,500千円
33	山口県理産文化センターに係る指定管理者の指定	平成18年度から平成22年度まで	178,030千円
34	山口県又が一ツ交の村に係る指定管理者の指定	平成18年度から平成21年度まで	366,000千円

2 変更

事項	項	正		後	
		補	正	補	正
1	農林漁業金融公庫償付金に対する損失補償	平成17年度から平成67年度まで	農林漁業金融公庫が平成17年度に融資した総額211,409千円のうち、範囲内(5)の法人や興公社に融資した場合は、元金限り、最終償還期における、公庫の全額に達するまで、償還を要する。償還期限の変更は、期日を過ぎるまで、償還を要する。償還期限の変更は、期日を過ぎるまで、償還を要する。償還期限の変更は、期日を過ぎるまで、償還を要する。	平成17年度から平成67年度まで	農林漁業金融公庫が平成17年度に融資した総額321,455千円のうち、範囲内(5)の法人や興公社に融資した場合は、元金限り、最終償還期における、公庫の全額に達するまで、償還を要する。償還期限の変更は、期日を過ぎるまで、償還を要する。償還期限の変更は、期日を過ぎるまで、償還を要する。

ひ利息(遅延利息を含む。)に相当する金額	ひ利息(遅延利息を含む。)に相当する金額
----------------------	----------------------

平成17年度流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成17年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

追加

事項	項	期	間	限	度	額
1	周南流域下水道に係る指定管理者の指定	平成18年度から平成22年度まで	1,365,856千円			
2	田布施川流域下水道に係る指定管理者の指定	平成18年度から平成22年度まで	364,464千円			

(11) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

回頭線一寺、第二寺、第五寺、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年二月十六日おひの題、山口県環境生活部員生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年一月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった申出
 - 平成十七年十二月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 社 名 山口市小郡下郷四八五番地二九
 - 代表者の氏名 山根 俊隆
 - 主たる事務所の所在地
 - 定款に記載された目的
- 三 精神障がい者が地域の中で安心して生活し、暮らしやすい地域社会つくりを目指

し、居場所の整備及び活用、働くことができる場所の開拓、ネットワークの構築、情報の提供等の支援活動を行うことにより、地域社会の保健及び福祉に寄与すること。

(三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年二月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年一月六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年十二月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 聴こえの研究センター

代 表 者 の 氏 名 三輪レイ子

主たる事務所の所在地 山口市秋穂二島四三九番地一

三 定款に記載された目的

言語聴覚士の聴覚障害対策研修及び聴覚障害リハビリテーション方法の研究により、聴覚障害者の積極的な社会参加を支援し、広く保健、社会及び福祉に寄与すること。

(四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成十八年二月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年一月六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年十二月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ネットワーカーひかり

代 表 者 の 氏 名 田村三千代

主たる事務所の所在地 光市虹ヶ丘二丁目一番一〇号

(五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年二月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年一月六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年十二月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人萌工房

代 表 者 の 氏 名 南口 彰夫

主たる事務所の所在地 美祢市大嶺町東分三〇五八番地の三

(六) 県営玖北地区中山間地域総合整備事業（中山換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営玖北地区中山間地域総合整備事業の施行に係る中山換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年一月六日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営玖北地区中山間地域総合整備事業（中山換地区）換地計画書の写し

- 二 縦覧の期間
平成十八年一月十日から同月三十日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林部農村整備課

(七) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十八年一月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
土木建築部監理課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
土木事業管理システム再構築に係る基本計画作成及び基本設計業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十七年十一月三十日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 契約金額
三千五百九十七万八千四百円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成

(八) 小野田都市計画臨港地区の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、小野田都市計画臨港地区を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る小野田都市計画臨港地区の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十八年一月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
小野田都市計画臨港地区本港臨港地区
- 二 都市計画を変更する土地の区域
山陽小野田市大字小野田及び大字小野田地先
- 三 変更の内容
区域の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
平成十八年一月六日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市建設部都市計画課
- 一 都市計画の種類及び名称
小野田都市計画臨港地区東沖臨港地区
- 二 都市計画を変更する土地の区域
山陽小野田市大字小野田
- 三 変更の内容
区域の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
平成十八年一月六日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市建設部都市計画課

(九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年一月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
山口市小郡上郷字福田沖及び字宮ノ下河向

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 山口市後河原三七番地の一
 株式会社西京ホーム



山口県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成十八年一月六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、六七七
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二二、三〇四
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二二、三〇四
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 四三 玖珂郡選挙区 二七 熊毛郡選挙区 三九 吉敷郡選挙区 〇五 厚狭郡選挙区 〇九 豊浦郡選挙区 三九 大津郡選挙区 二八 阿武郡選挙区 二二 下関市選挙区 八二 宇部市選挙区 四二 山口市選挙区 二〇 萩市選挙区 〇八 徳山市選挙区 〇一 防府市選挙区 〇七

知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	選挙区	数
副知事、出納長並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	岩国市選挙区 小野田市選挙区 光市選挙区 長門市選挙区 柳井市選挙区 美祢市選挙区 新南陽市選挙区	二八 一一 二二 二六 一六 九一 八五
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条第一項		二二、三〇四

山口県選挙管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十八年一月六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

- 海 区 名
- 山口県日本海海区 二、一九一
- 山口県瀬戸内海海区 二、八九一

山口県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年一月六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出（年月日）

江原ますお後援会	木佐木大助	大田 隆二	下関市田中町6番23号	平成17、11、18
外村勉の会	河本 勝文	佐藤 緑	熊毛郡上関町大字室津670の4	" " 8
濱崎はやと後援会	濱崎 早都	杉山 宏	山口市秋穂東358の1	" " 7
向山久高後援会	金石 弘士	吉川 正範	美祿郡秋芳町大字秋吉1220	" " "
山田和男後援会	中尾 智	長安 元彦	萩市大字吉部下5144	" " 1
山中佳子後援会	西村百合子	山中ユミ子	美祿郡秋芳町大字岩永本郷603の2	" " 4
横山賢治後援会	尾崎 孝治	横山 敦子	萩市川上52833の1	" " "
横山秀二後援会	横山 秀二	白石 元紀	" " 33	" " 21
渡辺博後援会	末永 忠治	谷田 美保	美祿郡秋芳町大字秋吉5336の1	" " 9

山口県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七條第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十八年一月六日

山口県選挙管理委員会 委員長 栗田 隆 二

政治団体の名称	異動事項	異動内容		届出(年月日)
		新	旧	
自由民主党山口県美祿第一支部	会計責任者	木村 幸雄	山本 勝正	平成17、11、4
原田よしと後援会	事務所	山口市秋穂東5920	美祿郡秋穂町東5920	" " 28

山口県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七條第一項の規定による届出

があつた離散地に係る政治団体の名称並びに、次のとおりである。

平成十八年一月六日

山口県選挙管理委員会 委員長 栗田 隆 二

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県第二選挙区支部	佐藤 信二	林 長吉	岩国市麻里布町4丁目7番1号	平成17、11、15
田中やすひこ後援会	田中 恭彦	田中 久恵	山陽小野田市大字小野田3664の4	" " 21

山口県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九條第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十八年一月六日

山口県選挙管理委員会 委員長 栗田 隆 二

資金管理団体の届出事項の異動の届出した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動内容		届出(年月日)
			異動事項	新	
原田 欣知	山口市議会議員	原田よしと後援会	公職の種類 事務所	山口市議会議員 山口市秋穂東5920	平成17、11、28

山口県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九條第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年一月六日

山口県選挙管理委員会 委員長 福田 隆 二

田中 恭彦	山陽小野田市議会議員	田中やすひこ 後援会	山陽小野田市大字小野田3664の4	代表者の氏名	平成17、11、21
				田中 恭彦	
届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体	主たる事務所の所在地	備考 (資金管理団体の届出年月日)	



拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月六日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第一号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則（平成五年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

- 一 使用する騒音計は、計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第三号の検定証印等が付されている騒音計であつて、当該検定証印等の有効期間を経過していないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十八年一月六日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）